

iPS細胞基本特許 5年延長の全貌と影響

従来特許満了予定



2031年12月6日
(5年間延長)

治験・薬事審査による
権利行使制限期間を補償

ステークホルダーへの影響とエコシステム



京大：年間数十億円規模の特許収入を維持
「パテントクリフ」を回避し研究基盤を継続



延長特許の効力：「特定の構造・用途」に限定



権利行使の対象



アムシェプリ®
(パーキンソン病,
住友ファーマ)



リハート®
(重症心不全,
クオリブス)



権利行使が困難な範囲
(特許法第68条の2)



基礎研究や他疾患製品への適用



先行投資の保護と後発参入の機会均等を両立
非独占ライセンス方針により、不当なコスト高騰や排除を防ぐ